

PPL Corp. & Subsidiaries v. Commissioner, 133 S. Ct. 1897 (May 20, 2013)

——英国棚ぼた税 (Windfall Tax) が利益に対する課税であるためアメリカの外国税額控除の対象となるとした事例

立教大学法学部教授 浅妻章如 (あさつまあきゆき)

【事実の概要】

¹英国保守党政権 (1979-1997年) 下、1984年から1996年にかけて32の国有企業 (水道、電気等の公共事業に従事) が「flotation」 (新株発行) を通じて民営化された。民営化された会社は同じ価格で水道・電気等を提供する義務を負っていたが、利益上限は設定されていなかった。民営化による経営効率改善の結果として利益が増大した。この利益は、価格低下という形で消費者に向かうのではなく、企業オーナー等に向かってしまった (企業利得増加、株価上昇、取締役報酬増大) と英国で感じられていた。1997年に労働党が政権を取る前、Geoffrey Robinson議員が会計事務所 (Arthur Andersen) の協力を得て民営化公共事業に対する課税方法を検討した。最終的に本件で問題となる「windfall tax」 (棚ぼた税) が選ばれた。1997年選挙で労働党が勝利し、棚ぼた税が立法化された。

棚ぼた税は一回限りの課税であり、課税定式は「 $Tax = 23\%[(365 \times (\frac{P}{D}) \times 9) - FV]$ 」と表現される。利益獲得価値 (profit-making value = $365 \times P/D \times 9$) から新株発行価格 (FV: flotation value) を控除した値に23%の税率を適用する式であった。Pは当初期間 (initial period) の総利益であり、Dは当初期間の日数 (4年間または1461日) であり、9は全ての民営化会社に適用される株価収益率 (price-to-earnings ratios) である。利益獲得価値は、当初期間の年平均利益の9倍と言い換えることもできる。利益獲得価値は、民営化公共事業を適正に時価評価したらこの値であろうという近似計算であるとも理解できる。その値とFVとの差額 (それが棚ぼたであるということであろう) に課税することが、労働党政権下で可能となったといえる。

アメリカ法人たる本件原告のPPL社は、前述の民営化会社の一つである電力会社の25%を間接的に保有していた²。英国棚ぼた税についてアメリカで外国税額控除の救済を受けることができるか、が争点である。

外国税額控除を規定するIRC³ § 901(b)(1)の解釈につき、Reg.⁴ § 1.901-2が拘束力を持つことについて、両当事者は同意している。問題となる外国の租税がIRC § 901(b)(1)の「所得、戦時利得、超過利潤税」に当てはまるかについて、Reg. § 1.901-2(a)(1)(ii)が「アメリカの意味での所得税の主要な性格」を当該外国租税が有しているかが問われ、Reg. § 1.901-2(b)(1)における「実現」要件、「受取総額」要件、「純所得」要件を全て満たしていなければ外国税額控除の対象とならない。

両当事者の主張を雑駁にまとめると、国側の主張は、英国法令が2つの値 (value) の差に課税すると書いてあるから所得課税とはいえないというものであり、納税者側の主張は、Windfall Taxは「利益 × 23% × 2.25」ということと同じであるから税の実質に着目すると利益に対する課税であるというものである。

Tax Courtは外国税額控除適用を認めた (135 TC 304)。同じ判事がEntergy事件も同時に同じ判断をしていた (T.C. Memo. 2010-197)。控訴審で判断が分かれた。PPL, 665 F.3d 60 (3d Cir. 2011)は逆転して課税庁側を勝たせ、Entergy, 683 F.3d 233 (5th Cir. 2012)は納税者側を勝たせた⁵。最高裁は次のように述べて外国税額控除の適用を認めた⁶。

「私達はPPLの主張に同意し、棚ぼた税の主要な性格は、アメリカの意味における所得税のうちの一つであるところの超過利潤税のそれであると結論付ける。過去の利益を振り返って導出した『利益獲得価値』なる労働党

【判旨】

第3巡回控訴審の性格付けによれば、「各会社が売られた価格と、当初期間に稼いだ実際の利得を勘案して各会社が売られるべきであったと労働党政権が考える価格との差の一部を、問題の税は捕捉する。この性格付けに基づき、第3巡回控訴審は、棚ぼた税が利得ではなく人工的な評価に着目しているため、少なくとも財務省規則の実現テスト及び受取総額テストを満たしていない、と考えた」。

「私達はPPLの主張に同意し、棚ぼた税の主要な性格は、アメリカの意味における所得税のうちの一つであるところの超過利潤税のそれであると結論付ける。過去の利益を振り返って導出した『利益獲得価値』なる労働党

¹ 事実の概要について、より詳しくは、浅妻章如「UK Windfall Taxのアメリカにおける外税控除適格性その他の外税控除をめぐる裁判例と議論」租税研究759号96頁(2013.1)を参照。

² 持ち分関係については135 TC 304, at 343参照。

³ Internal Revenue Code: 内国歳入法典

⁴ Treasury Regulation: 財務省規則

⁵ 多数の法学者・経済学者がamicus brief (意見書) を書いたことでも注目された。

⁶ http://taxprof.typepad.com/taxprof_blog/2013/05/avi-yonah-and-.html等参照。Entergy事件は186 L.Ed.2d 191。

政権の概念は、評価方法とは認められず、そうではなくて、みなし株価収益率を用いて算出された架空の価値である、ということが重要である。一審で、PPL側意見書の一つが、『9は正確な株価収益率の係数であるとはいえず、現在又は期待将来収益に用いられてない』と述べていた。……そうではなくて、棚ぼた税は実現純所得への課税であり、2つの値の差額への課税であると称しているものの、そのうちの1つは完全に架空のものである。」

「棚ぼた税の実質[として、以下のように定式を書き直すことができる]。

$$\begin{aligned} \text{Tax} &= 23\% \left[\left(365 \times \frac{P}{D} \times 9 \right) - \text{FV} \right] \\ &= \left[\frac{(365 \times 9 \times 23\%)}{D} \right] \times \left\{ P - \left[\text{FV} \times \frac{D}{(365 \times 9)} \right] \right\} \\ &= \left[\frac{(365 \times 9 \times 23\%)}{1461} \right] \times \left\{ P - \left[\text{FV} \times \frac{1461}{(365 \times 9)} \right] \right\} \\ &= 51.71\% \times \left[P - \left(\frac{\text{FV}}{9} \right) \times 4.0027 \right] \end{aligned}$$

……FVは、各会社の民営化時の価値を表す。次に、FVは、全ての会社に適用される恣意的『株価収益率』であるところの9で割られる。その経済的効果は、新株発行価格を、株価収益率を所与として会社が稼ぐはずだった利益に転換するものである。……続いて、恣意的株価収益率たる9を前提として当初期間に各会社の新株発行価格に照らして稼ぐことが許される総『受容可能』利益(棚ぼた利益とは反対のもの)として、年間利益に4.0027を乗じる。最後に、この架空の額が実際の利益から控除されて超過利潤が算出され、これに実効税率51.71パーセントで課税される。

書き直された課税定式が示す通り、棚ぼた税は、各会社が実際に稼いだ利益と、新株発行価格を前提として各会社が稼ぐはずだったと労働党政権が考える額との差に経済的には等しい⁷。当初期間が1461日である27の会社にとって、英国棚ぼた税はの実質的効果は、閾値を超えて稼いだ全利益に51.71パーセントの税を課すことである。これは古典的な超過利潤税である。」

「[内国歳入庁]長官は、算術的書き直しは全て無意味であり、アメリカの裁判所は外国の税率を書かれた通り受け取め外国租税が採用しようとする課税ベースをそのまま受け容れねばならない、と主張する。……その結果、長官は、『利益獲得価値』と新株発行価格との差を課税ベースとして性格付けることを労働党政権が選択したことが分析の全てである、と主張する。そうした厳格な解釈は是認できない。それは、『租税法は法的抽象ではなく経済的現実を扱うのである』という基本原則と整合しない。」

【解説】

租税該当性が問題となったガーンジー島事件・最判平成21年12月3日民集63巻10号2283頁と、所得・利益に対する課税であるかが問題となった本件とを比べると、争点はやや異なる。

本件控訴審及び課税庁側主張において、棚ぼた税が資産税であるとは言われてないが、棚ぼた税の狙いは民営化会社株式の資産価値の一部の政府への取り戻しであり、本件は、所得に対する課税と資産価値に対する課税との区別に関する問題を提起したものと受け止めることができる。資産価値をW、収益率をr、所得税率を t_i とすると、 $t_i W r$ という所得課税は、 $r t_i = t_w$ という資産税率による $t_w W$ の資産課税と経済的に等しいとも言える⁸。逆に、割引率(または株価収益率の逆数)をr、毎年の所得をI、税率をtとすると、毎年 tI の所得課税をすることと、一回限りの tI/r の資産課税をすることは、経済的に等しいとも言える。本件は後者のタイプの問題である。

本件では、株価収益率9が恣意的(arbitrary)であり、利益獲得価値が架空(fictitious)であるということが、PPL側主張認容の決め手であるように読める。すると、仮に英国が恣意的でない株価収益率を用い真摯に民営化会社の(架空の利益獲得価値ではなく)時価を算出して棚ぼた税を課していたならば、アメリカの外国税額控除適用外となったのであろうか。アメリカで外国税額控除が認められて損するのはアメリカ国庫だけであるから、英国棚ぼた税が超過利潤税と性格付けられるようにわざと恣意的な株価収益率を用いていたのだとすると、恐ろしい先見性である。

なお、本件では外国税額控除の政策的性格があまり語られていない。この点、外国税額控除の政策的性格に鑑みて外国税額控除の適用を否定した最判平成17年12月19日民集59巻10号2964頁と対照的である。外国税額控除を支える政策論的根拠は資本輸出中立性であるところ、英国棚ぼた税のような一回限りの課税は(所得

⁷ 「棚ぼた税[の課税標準]は、…差に経済的には等しい」、または「棚ぼた税は、…差に[課税することと]経済的には等しい」、の意と推測される。

⁸ オランダのBox3等参考。

課税であろうと資産価値課税であろうと)アメリカ資本の投資先選択に影響を与えない⁹ため、資本輸出中立性を理由として本件で外国税額控除を認めるべきであるとの結論を導くのは難しいと思われる。従って、本件で最高裁が資本輸出中立性に言及していないことは賢明と思われる。

PPL Corp. & Subsidiaries v. Commissioner, 135 T.C. 304135 T.C. 304 (2010); reversed by 665 F.3d 60 (3d Cir. 2011); reversed by 133 S. Ct. 1897 (May 20, 2013) | James S. Halpern, 2010 WTD 175-27 U.K. Windfall Tax on Utility Company is a Creditable Foreign Tax, U.S. Tax Court Rules (No. 25393-07) (United States Tax Court) (Section 901 -- Foreign Tax Credit) (September 09, 2010) (Doc 2010-19825) UK windfall taxはアメリカで外税控除の対象たる所得税 (income or excess profits tax) に該当する。→逆転PPL Corp. v. Commissioner, No. 11-1069 (3d Cir. 2011), see Doc 2011-26933 or 2011 WTD 247-32. 外税控除不可
Entergy Corp. & Affiliated Subsidiaries v. Commissioner, T.C. Memo. 2010-197; affirmed by 683 F.3d 233 (5th Cir. 2012); cert. denied by 186 L. Ed. 2d 191 (May 28, 2013)

http://taxprof.typepad.com/taxprof_blog/2013/05/avi-yonah-and-html Avi-Yonah and Christians on Yesterday's PPL Decision

http://taxprof.typepad.com/taxprof_blog/2013/05/supreme-court.html Supreme Court Unanimously Reverses Third Circuit, Says PPL Can Claim Foreign Tax Credit for U.K. Windfall Tax

http://www.supremecourt.gov/opinions/12pdf/12-43_g20h.pdf PPL Corp. v. Commissioner, No. 12-43 (U.S. May 20, 2013).

http://taxprof.typepad.com/taxprof_blog/2013/05/supreme-court-1.html Supreme Court in PPL Endorsed Position of Econ Profs, Not Tax Profs

<http://ssrn.com/abstract=2257970> Alan D. Viard, PPL: Exposing the Flaws of the Foreign Tax Credit, 2013 WTD 84-11 (Section 27(a) -- Foreign Tax Credit) (Release Date: APRIL 02, 2013) (Doc 2013-7826) Alan D. Viard argues that relief from excessive taxation of cross-border investment is better achieved by eliminating corporate-level taxes on overseas income and the remaining source-based taxes on portfolio income.

Jaime Arora, 2013 WTD 98-1 U.S. Supreme Court Holds that U.K. Windfall Tax is Creditable

Marie Sapirie, *PPL: A Victory for Substance over Form*, 2013 WTD 102-5

Matthew R. Madara, *PPL Corp. Unlikely to Have Broad Impact*, IRS Official Says, 2013 WTD 124-2

Charles E. McLure Jr., Reflections on PPL and Its Implications for Cash Flow Taxes, 2013 TNT 130-7

<http://taxprof.typepad.com/files/72ti0355.pdf> Courtney Gesualdi, After PPL: How to Bring Congressional Intent Back to the Foreign Tax Credit Applicability Decision, 72 Tax Notes International 355-365 (October 28, 2013)

<http://ssrn.com/abstract=2182739> Timothy Nuccio, Note, Substance Over Form: Creditability of the 1997 U.K. Windfall Tax as an Excess Profits Tax Under I.R.C. Section 901. (PPL Corp. v. Comm'r), 22 Transnational Law & Contemporary Problems 267 (2013)

Crane Presents When Is a Tax on Value (Not) a Tax on Income? at Washington University

http://taxprof.typepad.com/taxprof_blog/2014/03/crane-presents-.html

http://law.utoledo.edu/students/lawreview/volumes/v44n2/Dombrowski_CorrFinal.pdf John P. Dombrowski, Note, Foreign Tax Credits: The Recent Decision in Proctor & Gamble v. United States Allows Procedure to Override the Statutory Intent, 43 U. Tol. L. Rev. 405 (2013) (J.D. 2013, Toledo)

Proctor & Gamble v. United States, No. 1:08-cv-00608, 2010 U.S. Dist. LEXIS 83747 (S.D. Ohio July 6, 2010).

AIG v. US, 2013 U.S. Dist. LEXIS 45871 (March 29, 2013)

http://online.ibfd.org/data/tns/docs/html/tns_2013-07-19_uk_6.html United Kingdom | First-Tier Tribunal decides in favour of tax authorities in P&O case | 19 July 2013 Belema Obuoforibo CTA, ATT, Director IBFD Knowledge Centre | **Peninsular & Oriental Steam Navigation Company v. HMRC**, [2013] UKFTT 322 (TC) the First-Tier Tribunal

⁹ 尤も、英国が頻繁に変則的な課税を頻繁に導入するとアメリカの投資家に予想されるようになれば、そしてアメリカで外国税額控除適用外となるとすれば、アメリカ資本の英国への投資が過少となるかもしれない。